

入札申請の際の確認事項

最終改正日: 令和 5 年 4 月 1 日

事後審査型一般競争入札について

市川市が発注する設計金額が 50 万円を超える設計測量(地下埋設物調査及び補償コンサルタントの一部を除く)について、事後審査型一般競争入札を実施しています。要領及び入札の流れは[市川市のHP](#)で確認してください。

市川市事後審査型一般競争入札実施要領

市川市の入札制度について

市川市では、工事に関連する業務委託の一般競争入札において、低入札価格調査制度、最低制限価格制度を導入しています。適用される制度は、原則として以下の通りですが、異なる取り扱いを定める場合がありますので、必ず各公告文にてご確認ください。

■最低制限価格制度

- ◇対 象 ・設計金額が5,000万円以下のもの(総合評価競争入札を除く)
- ◇失 格 ・最低制限価格を下回った入札を行った者は、失格となります。
※最低制限価格は、市川市低入札価格制度に関する要綱((以下「低入要綱」という。)別表第1(第2条関係)をご参照下さい。

■低入札価格調査制度

- ◇対 象 ・設計金額が5,000万円を超えるもの
・総合評価競争入札によるもの
- ◇失 格 ・失格判定基準価格に満たない入札を行った者は、失格となります。
※失格判定基準価格は、低入要綱別表第2(第3条関係)をご参照下さい。
・内訳書の各費用が、費用別の失格判定基準価格を1つでも下回った場合、失格となります。(設計金額が1億円を超えるもの)
- ◇調 査 ・調査基準価格に満たない入札を行った者は、低入札価格調査の対象となります。
※調査基準価格は、低入要綱別表第1(第2条関係)をご参照下さい。
※低入札価格調査を行った結果、低入要綱第6条第5項により落札者としません場合があります。
詳細は、市川市低入札価格調査制度に関する要綱を参照ください。

<低入札価格調査を経て、契約を締結した場合の注意事項>

(1) 契約保証金、前払金において制限があります。

- ・契約保証金は契約金額の100分の30以上を納めていただきます。
- ・前払金は契約金額の100分の20を超える請求ができません。

(2) 労働環境の確認を行います。

市川市公契約要綱第4条第1項第1号の規定により、当該業務委託の契約期間中に、市が指定する社会保険労務士と契約を締結し、労働条件審査を受審いただきます。
なお、受審に要する費用(1案件原則20万円(税抜))は受注者の負担となります。
詳しくは、市川市公契約要綱をご参照ください。

[市川市低入札価格調査制度に関する要綱\(リンク\)](#)

[市川市最低制限価格制度に関する要綱\(リンク\)](#)

[市川市公契約要綱\(リンク\)](#)

前払金の請求について

工事に関連する業務委託において、契約金額の 30%以内で前払金を請求することができます。ただし、低入札調査基準価格を下回る価格で落札した場合、前払金は契約金額の20%以内となります。

下請業者の選定について

下請(二次下請等も含む)の事業者を選定する際は、市川市建設工事等競争参加資格停止基準第 10 条及び「建設工事等請負業者等競争参加資格停止一覧」を参照すること。

[建設工事等請負業者等競争参加資格停止一覧\(リンク\)](#)